

2 6 陳 情 第 2 6 号	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日受理、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日付託
陳 情 者	新宿区下落合_____

	代表 _____

(要 旨)

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、手話による情報の提供・獲得が行われ、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に提出して頂きたい。

(理 由)

手話は手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語である。ろう者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史のなかで大切に守られてきた。

しかしながら、日本においては昭和初期からろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史があり、現在ではろう学校でも手話が導入され、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に認められてきてはいるが、その活用や認識はまだまだ十分とは言えない状況にある。

2 0 0 6（平成 1 8）年 1 2 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

その障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2 0 1 1（平成 2 3）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。

また、同法第 2 2 条では国・地方公共団体に対して意思疎通支援施策を義務づけており、鳥取県をはじめいくつかの地方自治体で「手話言語条例」が制定されている。

国においても、日本中の聴覚障害者が手話による情報の提供をくまなく受けられるように、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を実現することが必要であると考えます。

本年 1 月 2 0 日に日本でも障害者権利条約の批准がなされた。この批准をより確固たるものとするため、手話に限らず、障害に応じた情報アクセスやコミュニケーション手段の普及が急がれている。

例えば、視覚障害者であれば点字や音声コード、発達障害者や精神障害者は標識の工夫をするなどの配慮が必要である。また、災害や救急時には迅速な情報取得が命を守るために不可欠となる。

就中、障害者基本法第 3 条に於いて、手話が言語として定義されていることに基づき「手話言語法（仮称）」制定をできるだけ早い時期に進めていただきたい。